## 12月4日~10日は「人権週間」、12月10日は「人権デー」

12月4日~10日は、法務省と全国人権擁護委員連合会が定めた「人権週間」、12月10日は世界人権宣言が採択されたことを記念して国際連合が定めた「人権デー」です。

#### 12月~令和5年3月の主な催しのご紹介

#### ●人権擁護委員による人権相談

各月20日の午前9時30分~午後0時30分・市民プラザにおいて、「特設人権相談所」を開設します。

問新潟地方法務局上越支局(☎025-525-4163)

#### ●拉致問題巡回写真パネル展、映画「めぐみへの誓い」上映会

北朝鮮による拉致問題への理解を深め、関心を持ち続けていただくため、パネル展の開催と映画上映を実施します。

#### ○写真パネル展

**時** 12月16日 金~ 令和 5 年 1 月 9 日 **9** ・ 8 年 前 8 時 3 0 分~ 午後 1 0 時 (直江津学びの交流館) 令和 5 年 1 月 1 1 日 8 ~ 2 6 日 8 午 前 8 時 3 0 分~ 午後 1 0 時 (吉川コミュニティプラザ)

### ○映画「めぐみへの誓い」上映会

厨厨12月24日⊕午前10時~正午(直江津学びの交流館) 屋70人程度(申込順) ■名前・ 住所・電話番号を明記の上、12月16日 金までに人権・同和対策室へファクシミリで申し込み



む 問合せ…人権・同和対策室(☎025-520-5683・FAX025-520-5853)

# 12月3日~9日は障害者週間です ~大切にしよう「相手を理解し配慮すること」~

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められています。障害のある人は、周囲が理解し、配慮することで活動の幅が広がります。誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う社会を目指し、市民の皆さん一人一人の理解と協力をお願いします。

#### ●障害者差別解消法を知っていますか?

「障害者差別解消法」は、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。この法律は、行政機関や事業者を対象としていますが、市民の皆さんも、障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限に気付き、解消していくようご協力をお願いします。

#### ●ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら

ヘルプマーク・ヘルプカードは、外見からは分からなくても、周囲の人からの援助を必要としている人が身に付け、周囲から配慮を受けやすくすることを目的としたものです。 利用者を見掛けたら、思いやりのある行動をお願いします。





● 問合せ…福祉課(025-520-5695)